

軽井沢町自然保護審議会 会議録

1. 開催日時 令和7年12月23日（火）
10：00～11：15
2. 開催場所 軽井沢町役場2階 第3・4会議室
3. 出席者
会長
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、M委員、N委員、O委員、P委員
(欠席：Q委員、R委員、S委員)
理事者：町長、副町長
事務局：事務局A、事務局B、事務局C、事務局D、事務局E、事務局F
4. 議題
(1) 令和7年度 軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について
(2) 軽井沢町版レッドデータブック策定について
(3) 軽井沢町環境基本計画の令和6年度評価結果について
(4) 軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について
(5) 樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について
(6) その他
5. 傍聴人数 15名
6. 議事内容 以下のとおり

1 開会

【事務局A】(●●●●●●)

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】(●●●●●●)でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。定刻となりましたので、ただいまから、軽井沢町自然保護審議会を開催いたします。

本日は委員20名のうち、出席者17名でございますので、軽井沢町自然保護審議会条例第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

なお、【Q委員】(●●●●●●●●●)、【R委員】(●●●●●)、【S委員】(●●●●●●●●●)より欠席の連絡を頂いております。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】（●●●●●●●）

【事務局B】（●●●●●●●●）でございます。よろしくお願ひいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は15名でございます。そのうち、報道関係者は、【報道機関】（●●●●●）となります。

傍聴者の方にお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力を願いいたします。また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等は行わないようにしてください。

【事務局A】（●●●●●●）

続きまして、【町長】（土屋 三千夫 町長）より、あいさつを申し上げます。

2 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

これまでご審議いただきました自然保護対策要綱等の見直しについては、8月28日に「建築物の階数制限の強化」、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積の引き上げ」、「宿泊施設における営業者等の駐在」を盛り込んだ改正要綱を告示いたしました。今回の見直しは、平成19年以来の大幅な改正となるものであります。自然保護審議会及びその部会において、これまで慎重にご審議いただきましたことに深く感謝申し上げます。

本日の審議会は、「軽井沢緑の景観賞の認定」や、「自然保護対策要綱の改正において結論が出ていなかった項目に関する審議」など、重要な議題を含む会議となっております。

委員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、有意義な会となりますことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

【事務局 A】 (●●●●●●)

続きまして、【会長】 (●●●●●●●●●●) より、ごあいさつをお願いいたします。

3 会長あいさつ

【会長】 (●●●●●●●●●●)

本日はお忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題は5つございまして、軽井沢緑の景観賞の認定とレッドデータブックの策定、それから環境基本計画の令和6年度の評価結果、それから自然保護対策要綱等の改正、最後に樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定となっており、非常に内容の濃い会議となります。

3月に【町長】(土屋 三千夫 町長)より「軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言」が出されてから、町の環境施策が大きく動き出していることを実感しております。

今日も盛りだくさんの内容であります、事務局の方からすでに資料は皆様のところに届いていると思いますので、おおむね2時間という限られた時間ですが、有意義な議論を交わす審議となりますようご協力を願いいたします。

以上、あいさつとさせていただきます。

【事務局 A】 (●●●●●●)

それでは、自然保護審議会条例第6条1項により、会長が議長となりますので、【会長】 (●●●●●●●●●●) 議事進行をお願いいたします。

4 議 題

(1) 令和7年度 軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について

【会長】 (●●●●●●●●●)

それでは、議題（1）になりますが、令和7年度軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について、事務局よりお願いします。

【事務局C】 (●●●●●●●●●)

おはようございます。【事務局C】 (●●●●●●●●●●●) と申します。今日はよろしくお願ひします。

議題（1）について説明いたします。

まず審査の流れについて説明をさせていただきます。「軽井沢 緑の景観賞」は、「軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度要綱」に基づき毎年度1回公募しております、軽井沢町自然保護審議会条例第8条第1項の規定に基づきまして、認定部会での審査を行い、当審議会の意見を聴取したうえで認定する流れとなります。なお、部会に属す委員につきましては、参考1－Cの通りとなっております。本日、説明のために専門委員の、【部会長】 (●●●●●●●●) が出席されておりますが、そのほか専門委員としまして【部会委員】 (●●●●●●●) 、自然保護審議会の委員から、【A委員】 (●●●●●●●●) 、【B委員】 (●●●●●●●●) 、【C委員】 (●●●●●●●●) の以上5名で構成されております。

それでは、右上に資料1－1と記してございますが、こちらをご覧ください。令和7年度軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢 緑の景観賞」について、一般住宅部門、集合住宅部門、その他部門の3部門について募集いたしました。募集要項については参考1－Aをご覧いただければと思います。「1. 公募期間」になりますが、本年は4月1日から7月11日まで公募を行い、広報かるいざわ4月号、別荘所有者向け広報「緑のおたより」、町ホームページでの周知のほか、町内2カ所のスーパーに募集のチラシを置かせていただき、周知をいたしました。「2. 応募案件」ですが、本年度の応募は5件あり、すべて一般住宅部門の応募でした。概要につきまして、物件1は千ヶ滝西区の住宅（別荘）、物件2は追分区の住宅、物件3は千ヶ滝西区の住宅（別荘）、物件4は離山区の住宅（別荘）、物件5は旧軽井沢区の住宅（別荘）となっております。

詳細は、資料の右上に参考 1 - B と記してございます調査用紙を参考としていただければと思います。「3. 審査経緯」になりますが、本年度は10月 2 日に審査を実施していただいております。審査結果につきましては、後ほど【部会長】(●●●●●●●●) より説明をお願いいたします。参考図書等といたしましては、参考 1 - A が「軽井沢 緑の景観賞」募集要項、参考 1 - B が軽井沢町自然保護対策優良事業調査用紙、参考 1 - C が軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会委員名簿となります。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【会長】 (●●●●●●●●)

ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。

【D 委員】 (●●●●●●●●)

ありません。

【会長】 (●●●●●●●●)

それでは、【部会長】 (●●●●●●●●) お願いします。

【部会長】 (●●●●●●●●)

おはようございます。【部会長】 (●●●●●●●●) です。よろしくお願ひいたします。着座にて審査結果についてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回、部会員 5 名にて審査を行いました。1 物件当たり一人 25 点満点で評価をしたところ、物件 1 が 76 点、物件 2 が 97 点、物件 3 が 74 点、物件 4 が 84 点、物件 5 が 95 点という結果となりました。今回、応募のあった 5 件はすべて一般住宅部門であり、周りへの景観を配慮している作品が多く、評点を踏まえて部会員で論議を尽くした結果、物件 2 及び物件 5 の作品を優秀賞として選考しました。

資料 1 - 2 の 1 ページ目をご覧ください。物件 2 の作品は、建物周りの植栽を自身で設計され、様々な植物を植えるなどきちんと手入れの行き届いた庭に愛情とこだわりが感じられ、非常に高い評価となりました。平屋建ての建物は、緑に囲まれており、空が広く見えるような景観が魅力的でした。敷地内の樹木や植物の手入れや経年の変化に気を付けていただき、時間の経過と共に感じられる景観の美しさを維持していただきたいとの期待が寄せられました。

次に、資料 1—2 の 2 ページ目をご覧ください。物件 5 の作品は、昨年度にも応募があり、受賞には至らなかつた作品ですが、昨年度の審査で庭や建物の維持管理等の期待が寄せられたという評価内容を踏まえて外構の手入れや維持管理がされ、改善・対応をしていただいたことにより、建物が主張せず周囲の自然と調和し、より魅力的な印象となつたことが高く評価されました。今後も維持管理を行つていただき、時間の経過と共に感じられる景観の美しさを維持し、別荘を残していただきたいとの期待が寄せられました。

今年度は、こちらの 2 作品を優秀賞としたいと思います。

説明は、以上でございます。

【会長】 (●●●●●●●●●)

【部会長】 (●●●●●●●●●)、ご説明ありがとうございました。
委員の皆様から特にご意見はないということでよろしいでしょうか。

→一同意見なし。

【会長】 (●●●●●●●●●)

それでは、挙手による表決をとらせていただきます。

原案のとおり、本件の承認について賛成する方は挙手願います。

→全員賛成

【会長】 (●●●●●●●●●)

全員賛成ということで、本件は承認といたします。

【部会長】 (●●●●●●●●●) さま、ご出席いただきありがとうございます。

(2) 軽井沢町版レッドデータブック策定について

【会長】 (●●●●●●●●●)

それでは、議題(2)になりますが、軽井沢町版レッドデータブック策定について、事務局よりお願いします。

【事務局 B】 (●●●●●●●●●)

説明に入ります前に、事務局より一点お願いがございます。レッド

データブック策定業務を委託している【受託事業者】(●●●●●●●●●●●)の本審議会への出席をお認めいただきたく、お諮りさせていただきます。

【E 委員】 (●●●●●●●)

異議なし。

【会長】 (●●●●●●●●●●)

事業者の審議会への出席について承認とさせていただきたいと思います。

簡単に自己紹介をお願いいたします。

【受託事業者】 (●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●)

【受託事業者】 (●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●)と申します。今年度から令和9年度まで、調査やレッドデータブックの取りまとめを担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 (●●●●●●●●●)

ありがとうございました。

それでは議題（2）を続けさせていただきますが、事務局から説明をお願いします。

【事務局B】 (●●●●●●●)

資料21ページ、議題第2号をご覧ください。

軽井沢町版レッドデータブック策定について進捗状況を報告します。では、23ページの参考2-Aをお願いします。

まず、軽井沢町版レッドデータブックの目的について振り返りをさせていただきたいと思います。開発と自然保護の調整（自然保護対策要綱、環境アセスメント等）を図る上での基礎資料の整備、希少な動植物とその生息・生育環境となっている場所の保全策検討、子どもたちへの環境教育を含めた普及啓発のための基礎資料、レッドデータブック作成を通して築かれる保全対策に関わる人的ネットワークの形成を目的に業務を進めています。その下に「レッドデータブック本体」と「概要版」がございます。本体と概要版二つを作成する予定で業務を進めているところであります。まず、レッドデータブック本体の活用方法でございますが、希少種などの保全対策を講じる上での基礎資料とするもので、普及啓発、開発行為と自然保護の調整に活用い

いたします。内容としましては、全種目録やレッドリスト選定種の解説、軽井沢町の自然環境の変化や重要な環境・場所を紹介する予定です。概要版については、20ページ程度を想定しております。活用方法としましては、希少種や自然環境に関する町民や事業者等の理解や関心の向上、策定後の普及啓発に活用するもので、内容としましては、イラストや写真を多く使用してわかりやすく編集をし、生物多様性とは何か、自然の恵み等の解説などを盛り込みたいと考えております。

では、次のページのスライドナンバー3になります。スケジュールでございますが、令和7年度については、レッドデータブックの活用方法、レッドデータブック及び概要版の内容目次構成等の検討をしております。また、資料収集、現地調査などにより生物情報の蓄積、レッドリスト選定の基準を検討している状況でございます。令和8年度におきましては、現地調査による情報蓄積と合わせてレッドリスト案の選定を行います。また、令和9年度については、レッドリストの最終調整とともに、レッドデータブックの原稿作成を行う予定です。詳細なスケジュールは下の表のとおりでございます。

では、次のスライドをお願いいたします。これまでの動きでございますが、まず会議の開催状況でございます。本審議会に属するレッドデータブック策定検討部会では、レッドデータブックの構成や普及啓発活動の内容などについて検討を進めております。また、その下になりますが、策定調査会議、調査専門部会という会議体を【受託事業者】

(●●●●●●●●●●●●●●●●)の方で立ち上げていただいておりまして、その会議体で、既存資料の収集、現地調査の進め方について、調整・検討を進めているところであります。詳細については下の表のとおりでございます。

では、次のページ、スライドナンバー5をお願いします。資料収集・現地調査の実施状況でございます。まず、「資料収集整理・ヒアリング」でございますが、調査記録、既存文献、行政機関での調査報告書、標本などについて情報収集、整理を進めております。また、協力者や地域の有識者へのヒアリングも随時実施をしています。その下の「現地調査」でございますが、調査候補場所の洗い出しが進み、調査地への立ち入りの調整、捕獲許可の申請などを含め調査計画の調整を行っております。また、現地下見を含め、現地調査の実施状況については、下の表のとおりでございます。右側の写真は、雲場池の調査を行っているときの写真になります。

説明は、以上となります。

【会長】 (●●●●●●●●)

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

→一同意見なし。

【会長】 (●●●●●●●●)

それでは本件につきましては報告事項ということになりますので、表決は取らずに次の議題に移りたいと思います。

【受託事業者】 (●●●●●●●●●●●●●●●●)さま、ご出席いただきありがとうございました。

(3) 軽井沢町環境基本計画の令和6年度評価結果について

【会長】 (●●●●●●●●)

それでは、議題(3)になりますが、軽井沢町環境基本計画の令和6年度評価結果について、事務局よりお願ひします。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

資料27ページ、議題第3号をお願いいたします。

軽井沢町環境基本計画の令和6年度評価結果について、報告します。29ページ、参考3-Aになります。軽井沢町環境基本計画の概要でございます。下のスライドをお願いいたします。まず、環境基本計画の位置づけでございますが、環境基本計画は、環境基本法第36条に該当する計画でありまして、環境の保全及び創造のための総合的・長期的な施策を推進することを目的とした環境分野のマスタープランでございます。下の表のとおり、軽井沢町環境基本条例、そして、第6次軽井沢町長期振興計画にぶら下がる形で軽井沢町環境基本計画を位置づけております。

では、次のページをお願いいたします。計画期間でございますが、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの計画であります。そして5年目となる令和10年度(2028年度)に中間見直しを行う計画でございます。では、その下の「取組の体系」をご覧ください。一番左側に「望ましい環境像」ということで、「森・水・空気と美しい景観を未来に引き継ぐ地域の力」というものがございます。この環境像を実現するために、その右側に「基本目標」が5項目掲げら

れています。この「基本目標」を達成するための取組みといたしまして、さらに右側に「取組の方向性」と、さらにその右側に「具体的な取組」を記載しています。この「具体的な取組」について、それぞれの達成度を測る指標が一番右側にまとめられています。これが「望ましい環境像」から「取組指標」までの流れとなっております。

では、次のページ、スライドナンバー4をご覧ください。全ての項目の達成度を測る指標をまとめたものでございます。こちらの基準値の欄に2020年と書かれておりますが、一部を除いて基本的に2020年を基準値の年として、そして目標年は2027年としております。この2027年ですが、第6次長期振興計画の目標年次に合わせた年度となっております。令和10年度に中間見直しを予定していることから、計画最終年度の目標値は、中間見直しの時までに再設定をする予定でございます。毎年、本計画の施策の進捗状況について、この表の指標を用いて評価を行い、改善や中間見直しにつなげていくというものでございます。なお、環境基本計画の中で、評価結果を自然保護審議会に報告し、町のホームページで公表することが定められております。

では、33ページをお願いいたします。こちらが令和6年度の取組みに対する評価結果をまとめたものでございます。事前に資料を配布させていただいているとともに、ボリュームが結構ありますので、詳細な説明は割愛させていただきたいと思います。なお、本資料を取りまとめるにあたり、本審議会に属する環境基本計画見直し検討部会において、あらかじめ審議を行っておりまして、そこで出されたご意見は一番右側の列に記載をしております。また、定められた指標がさまざまな課にまたがっておりますので、委員の皆様に対してあらかじめ評価結果に対するご意見を募集させていただきました。そのご意見を本日お配りした資料にまとめさせていただいておりますが、いただいたご意見を踏まえて、評価結果を若干修正しているところがございますので、その箇所について説明させていただきます。

資料35ページの18番をご覧ください。「のぼり旗、電光掲示板等の不適広告物の是正件数」についてですが、「この指標で取り組む内容」として、「屋外広告物条例と軽井沢町の自然保護対策要綱に基づき、屋外広告物の規制の遵守を啓発する」としております。基準年である令和2年度は、年間9件、令和6年度においても同じく9件でした。これを目標年である令和9年度においては0件にしたいというところでございます。達成率については「未達成」で、進捗状況は「進捗している」としております。評価の内容は、「のぼり旗の掲示については、すべて是正されている。今後についても遵守されないのぼり旗に

ついての是正を図る。また、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例による手続きの際に周知する他、屋外広告物周知期間に軽井沢町の自然保護対策要綱の規定を守らないのぼり旗の是正を図るため巡回パトロールを実施する。」としております。それに対する委員からのご意見について説明させていただきます。本日お配りしました資料をご覧ください。質問・意見として「令和2年が9で、令和6年も9で、令和9年の0が目標と考えた場合、進捗しているように見えないので、もう少し詳しい説明をお願いします」とあり、もう少し詳しい説明を書いた方がいいのではないかというご意見がございましたので、それを踏まえて赤字の部分を加筆修正して、分かりやすくなるようにいたしました。

次に、資料36ページの23番をご覧ください。「不法投棄件数」についてですが、「この指標で取り組む内容」として、「ごみのないまちを目指し、啓発や不法投棄された廃棄物の回収等の不法投棄対策を実施する」としております。基準年である令和2年度は17件ありましたが、令和6年度は7件、最終目標である令和9年度は0件にしたいというものでございます。達成率は「未達成」で、進捗状況としては「進捗している」としております。評価の内容は、「減少している。現在行っている不法投棄禁止看板の作成と配布などの啓発活動を、引き続き実施する。」としております。これに対する委員からのご意見は、本日お配りした資料の23番になります。質問・意見として「不法投棄件数が半分以下になっているので、どういう活動をされたのかなどの説明があってもよいのではないか」とあり、もう少し詳しく説明した方がいいのではないかというご意見がございましたので、赤字部分を修正させていただきました。

最後になりますが、資料37ページの33番をご覧ください。「ペレットストーブ等補助金交付台数」についてですが、「この指標で取り組む内容」として、「再生可能エネルギーの導入拡大のため、ペレットストーブの普及拡大を進める」としております。基準年である令和2年度は3台、令和6年については6台に増加をしております。最終目標である令和9年度についても、引き続き6台にしたいというものでございます。達成率については「達成」をしており、進捗状況については「進捗している」としております。評価の内容は、「長野県産材を原料としたペレットを使うことを条件にペレットストーブ設置者に補助金を交付した。SDGsなどの観点から使用者が増え、また補助金も増額になったため交付台数が増えたと思われる。」としております。これに対する委員からのご意見は、本日お配りした資料の33番に

なります。「ペレットストーブは、町役場に展示してあって実際のイメージがつかめ、使おうかなと思わせる効果がある。一言言及されてはどうか。」というご意見をいただきましたので、赤字部分を追加いたしました。

このように令和6年度の評価結果をまとめさせていただきました。
説明は、以上でございます。

【会長】 (●●●●●●●●)

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【F委員】 (●●●●●●)

資料36ページの22番「観光ごみ排出量（推計値）」ですが、算出方法をお尋ねしたいです。行政人口、観光入込客数、ごみ排出量の数値が必要になると書かれていますが、基準年の「3,000」と目標年の「2,100」は、どのようにして算出しているのか教えてください。

【事務局A】 (●●●●●●)

今、算出方法について詳しく分かりかねますので、担当係に確認をさせていただいて、後日委員の皆様にお示しをさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【F委員】 (●●●●●●)

わかりました。

もう一つお聞きします。ごみ排出量の統計が公表されていないため算出できなかったとありますが、これは県が公表するのでしょうか。

【事務局A】 (●●●●●●)

そうです。この評価を行った時点で、まだ令和6年度分の数値が県から公表されていなかったので、このようにまとめさせていただきました。

【会長】 (●●●●●●●●)

他にご質問とかご意見は。

【G委員】 (●●●●●●)

資料36ページの23番「不法投棄件数」ですが、不法投棄の定義は、

どのようなものでしょうか。ごみ集積場での不法投棄のことでしょうか。最近ですと、別荘の庭に放り込むというような話もありますけども、どういう定義なのか、教えていただきたいと思います。

【事務局 A】 (●●●●●●)

ごみ集積場での不法投棄は、いわゆるルール違反に当たります。例えば、河川など本来ごみを捨てるべき場所でないところに投棄されているものを不法投棄という形でカウントさせていただいております。

【会長】 (●●●●●●●●●)

他にありますでしょうか。

【H 委員】 (●●●●●●)

資料35ページの15番「グリーンインフラ導入件数」に関してですが、最近グリーンインフラが非常に大切だと言われていますし、都市部を中心にいろんな箇所で重点的に行われているので、ぜひ軽井沢町でもグリーンインフラについて何か対策をとっていただきたいと思います。私のイメージでは、別荘の庭を作るときに、在来の土壤を大切にして、土壤を破壊しないような形で建設をするということと、庭の水やりなどに雨水を使うという考え方があるので、雨水タンクの補助金を町が交付するようなことはできないだろうかと考えております。その点についてよろしくお願ひします。

【事務局 A】 (●●●●●●)

ご意見として承りまして、内部での検討の参考とさせていただきます。ありがとうございます。

【会長】 (●●●●●●●●●)

他にご意見ないようですので、本件は報告事項ということになりますので、表決は取らないで次の議題に移りたいと思います。

(4) 軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について

【会長】 (●●●●●●●●●)

それでは、議題(4)になりますが、軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について、事務局よりお願ひします。

【事務局B】（●●●●●●●）

資料39ページ、議題第4号をお願いします。

軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について、別紙資料4-1及び資料4-2のとおりとする。

では、41ページをお願いします。資料4-1でございます。これまでの経緯を含めながら説明をさせていただきます。この審議会に属します自然保護対策要綱等改正検討部会と本審議会を経まして、8月28日に表に記載の18項目について告示又は公布をいたしました。また、その施行日につきましても、検討部会と本審議会で議論のうえ表のとおり決定し、告示又は公布をいたしました。ただし、黄色マーカーにあります「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」に関する施行日については、部会で結論が出ておりませんでしたので、「町長が別に定める日」とし、一旦施行日のみ先送りをしたという状況でございます。では、この「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」について、振り返りをさせていただきます。

45ページ、参考4-Aをご覧ください。まず一番上の丸でございますが、集合住宅等を建築する敷地の面積を当該集合住宅等の住戸の数の合計で除した面積が、次の数値以上であることを規定しております、次に一番下のオレンジの枠で囲われたところをご覧ください。赤字の部分でございますが、用途地域に応じて敷地面積を引き上げる改正を行いたいというものでございました。

では、41ページ、資料4-1にお戻りください。このような改正について、赤字で記載をしておりますが、令和9年4月1日に施行したいと考えております。周知期間は約1年7か月を考えております。周知期間を約1年7か月とした理由について説明させていただきます。

資料47ページ、参考4-Bをご覧ください。「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」という法があります。この法は、マンションの管理を適正に行うために指針を定め、管理組合が行うべきことや国・地方公共団体等の支援の必要性、またマンション管理士や管理会社の登録・義務・罰則等について定められた法でございます。この法律でございますが、大きな改正がありまして、それが、令和2年6月24日に公布され、令和4年4月1日に施行されており、約1年9か月の周知期間をとっています。もちろん、今回の要綱改正と内容が同じものではありませんが、同じ集合住宅というカテゴリーの中で、非常に大きな社会的影響のあるものについては、この程度の周知期間を設けているというものでございます。

では、41ページ、資料4－1にお戻りください。今ご説明したことを根拠に、周知期間約1年7か月の令和9年4月1日に施行したいと考えております。

65ページ、参考4－Eをご覧ください。先日開催した要綱等改正検討部会における賛否の結果についてまとめたものでございまして、賛成多数を得ているということを参考にご紹介させていただきます。

では、次の項目に移りたいと思います。資料49ページ、参考4－Cの「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」でございます。これについても簡単に振り返りをさせていただきたいと思います。下のオレンジの枠で囲われたところをご覧ください。現行は、原則として「敷地内処理」で、例外として「やむを得ないと認められる時は、当該河川等を管理する関係機関と十分協議した上で河川等へ放流」となっておりますが、この「原則」と「例外」を入れ替えたいというものでございます。改正後でございますが、原則が「放流可能な河川が隣接している場合は、河川等へ放流」、例外が「放流可能な河川等がない場合は敷地内処理」という形にさせていただきたいというものでございます。

次の資料51ページ、参考4－Dをお願いいたします。要綱等改正検討部会と本審議会を経たうえでパブリックコメントを令和7年9月1日から9月30日まで実施いたしました。資料61ページの30番をご覧ください。全部で5件、合併処理浄化槽に関するご意見をいただいているところでございます。簡単にどんなご意見があったか紹介させていただきます。まず、反対のご意見として、「現状の検査体制が不十分な中で、質の悪い処理水が河川の水質を悪影響させることがないかどうか大変心配である」というご意見がありました。一方、「条件付きではありますが賛成です」といった賛成のご意見もございました。これらを踏まえたうえで、事務局としては、原案のまま進めさせていただきたい旨を先日の要綱等改正検討部会で説明をした上で、改正案に関する新旧対照表の採決を行い、賛成多数となりました。採決の結果については資料65ページ、参考4－Eをご覧ください。ご覧のとおり、賛成多数ということで賛同を得ることができました。

では、新旧対照表についても説明させていただきます。43ページ、資料4－2をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後でございます。改正前の(14)をご覧ください。「建築物等の基準のシの規定により設置する合併処理浄化槽の処理水は、原則として敷地内処理するものとし、次に掲げるとおりとする」ということで、この下にやむを得ない場合は河川放流できるという例外規定が書かれています。その「原則」と「例外」を逆転したいということで、左側の改正後をご覧

ください。「建築物等の基準のシの規定により設置する合併処理浄化槽の処理水は、原則として河川、水路その他の公共用水域等へ放流するものとする。ただし、地域の実情及び立地条件等の制約から放流が困難な場合は、長野県が定める浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準により敷地内処理を行うことができる」とさせていただきたいというものでございます。なお、この改正については、令和8年4月1日の施行を予定しております。

説明は、以上となります。

【会長】 (●●●●●●●●)

ただいま、事務局から説明がありました「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」の施行日と、「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」の新旧対照表ですが、これについて何かご意見ございますでしょうか。

【G委員】 (●●●●●●)

私も要綱等改正検討部会の委員ですが、もう一回確認させていただきたいです。周知期間を約1年7か月とした理由として、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の周知期間が約1年9か月だからというのは、理由にならないような気がします。この法律の周知期間があるから、今回の改正も1年7か月にするという説明だったんですけども、条件が全く違いますし、軽井沢は軽井沢町として、敷地面積をどう考えるかっていうようなところで、周知期間を決めないといけないと思うんですが、その辺についてもう一回ご説明いただけますか。

【会長】 (●●●●●●●●)

先ほど事務局から説明がありましたが、少しでも早く施行したいという意見もありますけれども、業界関係などはやはりある程度の周知期間は置いてもらいたいというところがありまして、社会的影響力の大きい改正を行う場合に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を参考にしたと思うのですが、それでよろしいですか。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

【会長】 (●●●●●●●●) がおっしゃられたとおりでございまして、法律の改正内容と今回の要綱改正の内容は全く違うものではありますが、これだけ社会的に大きな影響のある改正が行われる場合はこの程度の周知期間を設けるというものが、法規的な考え方であり

まして、今回、この法律を参考に導き出した数値が約1年7か月の周知期間ということになります。

【G委員】(●●●●●●)

これについては多分駆け込み申請っていうのが今後あると思うんですけれども、それをどうやって是正というか、止めるかっていうのが重要だと思うんです。部会でもそういう意見を出させていただいたんですけど、その点だけは申し上げておきたいと思います。

【会長】(●●●●●●●●●)

おっしゃるとおりですが、難しいところだとは思います。自治体として考えた場合には、さまざまな方がいるということも考えなきゃいけないです、とにかくこの改正が施行できるということは一つ大きなことで、そういう意味で少し慎重さもいるのかなと思っております。

それでは、挙手による表決をとらせていただきます。

原案のとおり、本件の承認について賛成する方は挙手願います。

→ 14名 賛成

【会長】(●●●●●●●●●)

14名の委員が賛成ですので、賛成多数ということになります。本日のご意見を踏まえながら事務を進めていただきたいと思います。

(5) 樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について

【会長】(●●●●●●●●●)

それでは、議題(5)になりますが、樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について、事務局よりお願ひします。

【事務局B】(●●●●●●●●)

資料67ページ、議題第5号をご覧ください。

樹木管理及び緑化に関する基本方針の策定について、報告します。

なお、本案件は現在、自然保護対策要綱等改正検討部会で審議中の案件のため、本日の審議会での審議は行わないこといたしますので、よろしくお願ひいたします。

では、資料69ページ、参考5—Aをお願いします。一部抜粋をしながら説明をさせていただきます。

では、次のページをお願いいたします。策定の目的でございますが、二段目からお願ひいたします。「昭和47年には、軽井沢の伝統とすぐれた自然を保持するため、軽井沢町の自然保護対策要綱を策定し、本町の緑豊かな自然を守り続けてきました。しかしながら、近年では住宅・別荘建築等の増加に伴い、建築後の景観保全や修景が課題となっているとともに、町内の樹木の多くが大木化し、台風等の災害により倒木等の危険性があるとの声が高まっています。」と記載をしております。なお、この「声」については、軽井沢町環境基本計画の策定時に環境意識アンケートを実施しまして、そのような声が多く寄せられたために、このように記載をしております。

では、戻りまして、次の段になりますが、「こうした状況を踏まえ、先人の理念を継承しつつ、時代の変化に対応した自然保護のあり方を明確にするため、樹木の適正な管理及び緑化に関する基本的な方針を策定します。」としております。

その下に基本方針の位置づけについて記載をしております。アでございますが、基本方針は、本町が目指す樹木管理及び緑化に関する基本的な方針・方向性を示すものとしておりまして、その下の「植栽ガイドライン」は、基本方針の内容をより具体化したもので、適正な植栽位置や推奨樹木などについて、わかりやすく示したものとしております。また、その下のウでございますが、「基本方針」と「植栽ガイドライン」を踏まえて、各主体による取組みを実施していくと定めております。

では、次のページをお願いします。計画等体系図でございます。ご覧のような体系の中で、一番右側のオレンジに記載のとおり本基本方針を位置づけております。

では、その下の「適用範囲」でございますが、基本方針が適用されるのは、建築物の新築又は改築を行う場合のみとしております。ただし、学校、児童館、保育園、鉄道施設、公民館、文化施設、スポーツ施設その他公の施設など本基本方針を適用することが適当でない施設については、この基本方針は適用されないこととしております。なお、文化施設、スポーツ施設については、国と地方公共団体の施設に限ります。

次のページをお願いします。昭和51年から平成28年にかけて「森林」から「森林以外」に変化した場所を表わしたものです。赤い表示の部分が、「建物用地」に変わったところでございます。特に中心部にか

けて建物用地に変わっていることが見て取れます。

次のページをお願いします。軽井沢らしい別荘の緑について、実例写真を掲載しております。

次のページをお願いします。まず「(1) 管理関係」をご覧ください。「次の方法により、樹木を適切に管理することとします」とし、1つ目として「健全な樹木は、原則保存すること。ただし、剪定により適正な管理を行うこと。」とし、2つ目として「間伐により適正な管理を行うこと。ただし、定められた緑化率を下回らないようにすること。」とし、3つ目として「維持管理ができないほどの大木化した樹木は、世代更新に努めること。更新に当たっては、既存植生との調和を図り、かつ比較的容易に管理ができる樹木を植栽すること。ただし、地域の景観に配慮し、より適切な樹木がある場合は、その樹木を植栽すること。」としております。

次の「(2) 新規植栽関係」をご覧ください。「新たに植栽を行う場合は、次の方法により行うこととします」とし、1つ目として「定められた緑化率を基に、既存の植生に合う樹木を植栽すること。ただし、地域の景観に配慮し、より適切な樹木がある場合は、その樹木を植栽すること。」とし、2つ目として「植栽は、道路と建築物の間に十分な厚みをもって配置すること」としております。

次の「緑化率」をご覧ください。一番上に記載のとおり緑化率の定義は、「敷地面積に対する緑地面積の割合のこと」を言います。そして、その率については次の表のとおりとなっており、エリアによって緑化率を分けたいと考えております。まず、一番左の「保養地域」でございますが、建蔽率20%については緑化率25%、建蔽率30%については緑化率を15%にしたいというものでございます。建蔽率30%については、昔からある小さい土地については建蔽率が緩和される場合がありますので、その緩和の適用を受けた場合の緑化率になります。右側の「緩衝地域」でございますが、こちらは「保養地域」と、後ほど説明します「居住地域」の間にあるような地域のことを「緩衝地域」といいますが、その「緩衝地域」は15%、さらにその右側の「居住地域・集落形成地域」については、敷地面積が500m²以上の場合は15%、敷地面積が500m²未満の場合は10%の緑化率にしたいと考えております。

次にその下の「緑地面積」でございますが、「次のいずれかの方法にしたがって算出します。もっとも計算しやすい方法を選択してかまいません。なお、樹高1m未満の樹木や地被植物は、緑地面積に算定しません。」ということで、緑地面積の算出方法を記載しています。

なお、地被植物は、コケなどのことをいいます。算出方法は、2つありますと、1つ目は「樹冠の水平投影面積の合計」で、平たく言いますと、右側の絵にありますとおり、樹冠の端から端までの範囲の面積を実測して算出するという方法です。2つ目が簡易な算定方法になりますが、「樹高に応じたみなし樹冠の換算緑地面積の合計」で、その下の表に記載のとおり、樹高に応じて緑地面積を算出できるというものです。例えば、樹高1m以上2.5m未満の樹木については、4m²の緑地面積として算出することができます。

次にその下の「緑地面積以外の部分」をご覧ください。緑地面積以外の部分については、「駐車スペースや進入路等を除き、コケや芝などの地被植物による緑化又は自然地面のまま維持することとします。なお、駐車スペース及び進入路については、できる限り自然地面の維持や砂利（景観に配慮し、黒色系を推奨）の使用により、雨水の敷地内浸透を行うこととします。」と定めております。なお、「自然地面」というのはアスファルトなどの人工的なもので覆われていない地面のことを指します。

その下から次のページにかけて、軽井沢らしい別荘のコケ、自然地面の実例写真を掲載しております。

次のページ、「緑化イメージ」をご覧ください。目で見ないと緑地面積のイメージがつかめないと思いますので、掲載いたしました。資料77ページは、「保養地域」のイメージを表したもので、1,000m²の土地に保養地域における令和6年度の平均建蔽率約11%の建物を縮尺を合わせて配置しました。緑化率25%を満たすためにはご覧のように樹木を配置していくべき基準を達成できることを示しております。

次のページをお願いします。「居住地域」におけるイメージを表したものでございます。300m²の土地に居住地域における令和6年度の平均建蔽率約27%の建物を縮尺を合わせて配置しました。ご覧のように樹木を数本植えることによって緑化率10%を満たすことができると考えています。

では、次のページをお願いします。居住地域における実例写真を掲載しております。こちらですが、植栽からおおむね1年半が経過した樹木ですので、今後樹木がさらに大きく成長して緑化が進んでいくものと考えております。

次のページから82ページの途中まで、「危険な樹木の見分け方」を樹木医に相談した上で掲載しております。

82ページの下には「支援制度」ということで、町で実施している緑に関する支援制度について紹介をしております。

最後のページになりますが、どのくらいの敷地の大きさの場合に、どのくらいの緑化面積、そしてどのくらいの空地・空地率になるのかを表で示したものになります。

説明は、以上となります。

【会長】 (●●●●●●●●●)

本件につきましては、現在自然保護対策要綱等改正検討部会で審議中ですので、この審議会で意見交換をするのはまだ早い状況です。そのため、本日は事務局からの資料説明のみということでご理解いただければと思います。

【E委員】 (●●●●●●)

議会にはいつ頃中間報告をしていただけますか。3月会議の全協でというようなお考えはありますか。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

今は、要綱等改正検討部会で審議中でして、まだ議論が煮詰まっていない状況であります。次の検討部会を2月又は3月ぐらいに開催したいと思っておりますので、その後に議会の皆様にお示しできたらと考えています。

【G委員】 (●●●●●●)

一点質問よろしいでしょうか。適用範囲ですが、建築物の新築又は改築を行う場合に限定されていますけれども、緑化の維持管理という点から見ると、建築後が大事だと思うんですが、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

そちらに関しては、これからブラッシュアップ、見直しをしなければいけないところだと思っておりますので、今後修正する予定であります。

(6) その他

【会長】 (●●●●●●●●●)

それでは、議題(6)になりますが、その他で事務局から何かござ

いますか。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

事務局からは特にありません。

【会長】 (●●●●●●●●)

委員の皆様からも何かござりますか。

→一同なし。

【会長】 (●●●●●●●●)

以上で本日の議事は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

5 閉 会

【事務局 A】 (●●●●●●)

会長、議事進行ありがとうございました。

それでは長時間にわたりまして慎重審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして、軽井沢町自然保護審議会を終了いたします。

ありがとうございました。